六　太陽石油㈱による審決取消請求訴訟

昭和五〇年(行ツ)第一一七号

判　決

渡言	昭和五三年四月四日
付交	昭和五三年四月四日
裁判所書記官	清水

東京都千代田区内幸町二丁目一番一号
上告人　太陽石油株式会社
右代表者代表取締役　青木繁良
右訴訟代理人弁護士　澤田隆義
八木良夫
澤田正道
梅澤良雄
高橋秀忠

東京都千代田区霞が関二丁目二番一号
被上告人　公正取引委員会
右代表者委員長　橋口收

右当事者間の東京高等裁判所昭和四九年(行ケ)第六二号、第六三号、第六五号ないし第六七号、第七一号審決取消請求事件について、同裁判所が昭和五〇年九月二九日言い渡した判決に対し、上告人から全部破棄を求める旨の上告の申立があった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

主　　文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理　　由

上告代理人澤田隆義、同八木良夫、同澤田正道の上告理由第一点及び第三点について

論旨は、上告人の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「法」という。）の規定に違反する行為（以下「違反行為」という。）をする能力のけん欠及び公正取引委員会の違反事実の調査手続の疎漏による勧告の瑕疵に関する違法をもいうが、ひつきよう、違反行為の不存在は法四八条による審決（以下「勧告審決」という。）の取消原因とはならないとした原審の判断の違法をいうに帰するので、この点につき判断する。

㈠　法四八条は、公正取引委員会は、違反行為があると認める場合において、審判手続を開始するに先立ち、まず当該違反行為をしている者に対して右違反行為を排除するために適当な措置（以下「排除措置」という。）を採るべきことを勧告し、その者がこれを応諾したときは、審判手続を経ないで、勧告と同趣旨の排除措置を命ずる勧告審決をすることができるものとしている。本来、排除措置は、審判手続を経たのち、公正取引委員会が右の手続において取り調べた証拠に基づいて違反行為があると認めた場合にされる審決（以下「審判審決」という。）によって命じなければならないのである（法五四条一項）が、審判開始決定ののち、被審人が、審判開始決定書記載の事実及び法律の適用を認めて、公正取引委員会に対し、その後の審判手続を経ないで審決を受ける旨を文書をもって申し出て、かつ、当該違反行為を排除するため自ら採るべき具体的措置に関する計画書を提出した場合において、公正取引委員会が適当と認めたときは、その後の審判手続を経ないでされる審決（以下「同意審決」という。）によることもできることとされている（法五三条の三）。これに対し、勧告審決の制度は、法の目的を簡易迅速に実現するため、違反行為をした者がその自由な意思によって勧告どおりの排除措置をとることを応諾した場合には、あえて公正取引委員会が審判を開始し審判手続を経て違反行為の存在を認定する必要はないものとし、ただ、その応諾の履行を応諾者の自主的な履行にゆだねることなく審決がされた場合と同一の法的強制力によって確保するために、直ちに審決の形式を

もって排除措置を命ずることとしたものと解される。すなわち、正規の審判手続を経てされる審判審決が公正取引委員会の証拠による違反行為の存在の認定を要件とし、また、同意審決が被審人の違反行為の存在の自認を要件としているのに対し、勧告審決は、その名宛人の自由な意思に基づく勧告応諾の意思表示を専らその要件としているのである（最高裁昭和四六年行ツ第六六号同五〇年一一月二八日第三小法廷判決・民集二九巻一〇号一五九二頁参照）。もっとも、勧告審決も審決であるから、法五七条の適用があるというべきであり、審決書には公正取引委員会の認定した事実を示さなければならないが、そこに示すべき事実とは、勧告に際し公正取引委員会が認めた事実（法四八条一項）、すなわち勧告書に記載された事実（公正取引委員会の審査及び審判に関する規則二〇条一項一号）を意味するものと解するのが、相当である。けだし、勧告審決の段階においては公正取引委員会はもはや事実の認定を行うものではなく、勧告審決書に事実を示す趣旨は、前述の勧告審決の性質にかんがみ、排除措置との関係において排除されるべき違反行為を明確にするとともに審決の一事不再理の効力との関係において事実を特定するためのものであるにすぎない、と解すべきであるからである。

(二) 右のように、勧告審決にあっては、公正取引委員会による違反行為の存在の認定は、その要件ではないのであるから、違反行為の存否は勧告審決の適否につきなんら影響を及ぼすものではなく（仮に、勧告に際し公正取引委員会が行った事実の調査の手続が疎漏であり又は公正取引委員会が認めた事実に誤りがあって、ひいて勧告に瑕疵があるといいうる場合であっても、勧告の応諾により公正取引委員会が事実を認定する必要がなくなった以上、それは勧告審決自体の違法事由となることはないと解するのが、相当である。）、したがって、違反行為の不存在は勧告審決を取り消すべき原因とはならないし、他面、勧告審決は違反行為の存在を確定するものでもないというべきである。

(三) そうすると、所論の点に関する原審の判断は、結局、正当である。なお、勧告審決が公正取引委員会による事実の認定を要件とするものであることを前提とする所論違憲の主張は、その前提を欠き、失当である。論旨は、採用することができない。

同第二点について

勧告の応諾は私人の行う公法行為であるが、勧告応諾の意思表示に要素の錯誤があるときは応諾は無効となり、それに基づいてされた勧告審決も違法になるものと解することができるとしても、本件において上告人が応諾をするに至った事情として主張するところはいずれも

応諾の意思表示の動機にすぎず、所論の事由をもって上告人が右の動機を相手方たる被上告人に対し明示的又は黙示的に表示したものということはできないから、上告人の本件応諾の意思表示に要素の錯誤があるとは認められない。これと同旨の原審の判断は正当であり、原判決に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。

同第四点及び第五点について

所論の点に関する原審の判断は、正当として是認することができる。原判決に所論の違法はなく、論旨は採用することができない。

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　天野武一

裁判官　江里口清雄

裁判官　高辻正己

裁判官　服部高顯

裁判官　環昌一

（昭和五〇年行ツ第一一七号　上告人　太陽石油株式会社）

上告代理人澤田隆義、同八木良夫、同澤田正道の上告理由

第一点　原判決は、上告人の違反行為をなしうる能力を有さない者のなした応諾はその前提を欠いているから無効である旨の主張について判断を脱漏しているので、原判決には結果に影響を及ぼすべき違法がある。

一、上告人は、その最終準備書面第三項(一)ないし(三)において、ジェット燃料油の生産、販売を行わず、また揮発油は同じ元売り業者であるシェル石油株式会社にその全量を販売し、その価格は日銀卸売り物価指数に依拠している。右事情は被上告人も明かに争わない客観的事実である。かかる特殊事情から、上告人は違反行為を行いうる基本的な能力を有せず、かかる能力を有さない者のなした応諾の意思表示はその前提を欠く無効なものである旨主張した。しかるに、原審は右上告人の主張を違反行為の不存在の主張として摘示し（判決一一頁）、したがって右主張に対する判断は全くなされず、脱漏するにいたった。

二、そもそも違反行為をなしうる能力の有無の問題が、違反行為の存在の有無の問題とその法的観点を異にすることは自明のことである。そして、違反行為をなしえない者、例えば石油の生産、販売を行っていない者がカルテル行為、例えば石油製品の価格引上げ協定を締結したとする勧告を応諾したとしても、右応諾にもとづく審決はその内容どおりの拘束力を生じえないことも右同様自明のことといわざるをえない。かかる者は右理由にもとづき審決の違法を主張してその無効ないしは取消を求めることができると解すべきである。上告人がジェット燃料油の生産、販売を行わず、また揮発油は同じ元売り業者であるシェル石油株式会社にその全量を販売し、その価格は日銀卸売り物価指数に依拠していることは、ジェット燃料油、揮発油について価格引上げ協定を締結し、本違反行為を行う能力をそもそも欠いているといわざるをえない。しかして、本件違反とされるものは、各品目別にその成立等を論すべきであり、一つの違反としてとらえるべきではないと解するので（最終準備書面三の㈠）、ジェット燃料油および揮発油についてはかような能力を有さない者のなした応諾の意思表示はその前提を欠く無効のものと解され、右応諾を前提とする勧告審決も無効ないしは違法なものとして取消さるべきであると主張した。

なお、被上告人は、上告人がジェット燃料油の生産、販売を行っていない事実は認め、揮発油の点については不知と答弁しているが、弁論の全趣旨からこの点を明かに争っていないと解される（被上告人（被告）答弁書「請求原因に対する答弁」㈡）。

三、以上のとおり上告人の主張は違反行為の不存在という単なる事実にかかるものとして構成することは到底不可能であるにかかわらず、原審がこれを違反行為の不存在と誤解し、その判断を脱漏したことは、原判決の結果に影響を及ぼすべき違法がある。

第二点　原判決は、応諾の錯誤による無効に関する上告人の主張に対してこれを排斥しているのであるが、その理由は、上告人の主張について判断を脱漏し、又は、証拠に基づかずして事実を認定したものであるから、原判決には結果に影響を及ぼすべき違法がある。

一、原判決は、上告人の、応諾の意思表示はその要素に錯誤があるから無効であるとの主張に対して、「原告らが本件応諾をなすに至った事情として主張するところはいずれもその動機に過ぎず、このような動機の錯誤は、右の動機が相手方に対し表示されたときにはじめて意思表示の内容の錯誤となり、要素の錯誤となるものと解すべきであって、本件においては原告らも右の動機を相手方たる被告に対し明示したと主張しているわけではなく、また、原告らの主張するようにこれを黙示的に表示したと解するのも困難であるから、原告

の本件応諾の意思表示に要素の錯誤があるものとは到底認められない。」と判示している。

二、しかしながら、右の点に関して上告人はその最終準備書面第一の三の四において、「原告は応諾に際し、勧告書主文第一、第二項記載された事項についてのみ内心的効果意思を有していたところ、被告により具体化された主文第二項（表示上の効果意思）は……右内心的効果意思をはるかに超えて、特にジェット燃料油、揮発油にかかる協定その実施を含み、その不一致ははなはだしく、このことは原告の全く予想しないところであるから要素の錯誤により右応諾の意思表示は無効である」と主張している。

かりに右主張がいわゆる動機の錯誤に該当するとしても、右錯誤に関しては被上告人に対する明示的な表示があり、被上告人はその点を知悉している。すなわち、原判決第二、2、(i)は「原告太陽石油株式会社が、被告の調査段階において資料を提出し、また、その事情聴取に際し、ジェット燃料油の生産、販売を行っていないこと、揮発油はすべて原告シェル石油株式会社に対し日銀卸売物価指数に基づいた価格で販売していること及び他の油種についての値上げの時期、額は原告太陽石油株式会社の独自の計算に基づくものであることを主張したにもかかわらず、被告は右の弁明を無視し、十分な調査をすることなく、恣意、独断に基づき本件勧告に及んだ」旨摘示しており、右摘示は昭和四九年八月　日付上告人（原告）準備書面第二に依拠している。右事実は、被上告人が勧告に際して上告人において、その前提となる事実および法令の適用を認めず、その周知徹底の方法につき自ら合理的と思料文案に対し、当然被上告人の承認がえられると信じた旨の明示があったことに他ならず、かりにしからずとして黙示的にその動機を表示した旨の主張が行なわれていたことは明確である。

しかるに、原判決は右上告人の主張について判断を脱漏し、かりにしからずとしても、原判決の趣旨が上告人の主張としては動機の錯誤について黙示的に表示した主張は存在するが、現実に黙示的な表示の存在する旨認定するのが困難であるというにあるとすれば、これは証拠によらずして事実を認定したもので、違法であることは明白である。

三、次に原判決では前掲の如く「私人の行う公法行為につき民法九五条の錯誤の規定がそのまま類推適用されるかどうかは公法公為の形式的確実性の要請の観点から問題の存するところ」であるとし、あたかも民法九五条の錯誤の規定がその本件応諾行為に適用がないかの如き判示を行っているのであるが、もし然りとすれば、これは誤った理解に基づくものであって違法である。

何故なら、原判決は、被上告人の、勧告に対し応諾を行った者については勧告審決について取消の訴を求める利益がないので訴は却下されるべきであるとの主張に対し応諾した者が審決取消訴訟を提起する権利まで放棄する意思を表示したものとは解し得ないとし（判決二四頁裏）、被上告人の訴却下の主張を斥けた。但し原判決は勧告審決に関しての取消原因を極めて限定し応諾により勧告審決を受けた者は、当該審決の取消訴訟において、自ら争わないとした違反事実の存否及び排除措置の適否を争いこれをもって審決取消の事由とすることは許されないとするが、この判断の不当なことは後述のとおりであるが、仮りに原判決の立場に立って考えてみても、原判決において右のように取消原因を限定する理由は、結局のところ、勧告を応諾した者は、応諾するという自由な選択によりすべて争う機会を放棄したというにある（三〇頁裏）。そうであるとすれば、取消原因に関し限定をする根幹の理由である「自由な選択」があったかどうかは当然取消原因の対象となるべきものである。

即ち、「応諾」という選択に関し、錯誤、詐欺、強迫などのように自由な意思表示を妨げる原因が存在するときには、これは応諾の意思表示に瑕疵あるものとなり、その結果なされた勧告審決も違法というべきものである。

この趣旨は、今村成和「独占禁止法」（法律学全集）（二一〇～二一一頁）にも記載されてあるところであり異論のないところである。

また、もし、勧告審決に対し、応諾なる意思表示の瑕疵の主張すら認めないとすれば、原判決の立場では勧告審決に対する取消原因は皆無となるのであり、訴の利益を認めた趣旨とは相反することとなる。

従って、原判決において応諾の意思表示の錯誤に関する取消原因が制約されるという趣旨であればかかる見解は全く誤っていると断ぜざるを得ない。

第三点　原判決理由中二、(ニ)応諾の撤回について、(ヘ)勧告前の調査の不公正について、(ホ)違反行為の不存在について、(ヘ)実質的証拠の欠缺について、(ヒ)事実認定の違法についてに関する各判示は、独占禁止法の解釈を誤っていると共に、憲法第七六条及び第三一条に違反するもので原判決は取消されるべきである。

一、まず、原判決は、応諾による勧告審決の制度の趣旨並びにその法的性質の把握において根本的な誤りを犯しているものである。原判決によると応諾により勧告審決を受けた者は当該審決の取消訴訟において、自ら争わないとした違反事実の存否及び排除措置の適否を

争い、これをもって審決取消の事由とすることは許されないとし（二四頁裏）、更に、その理由として勧告審決の性質に関し述べ、勧告を応諾することは直接には勧告書の主文に掲記された排除措置をとることを認諾するものであるが、これに伴いその前提となる公正取引委員会が勧告書に記載して指摘する違反事実及び法令の適用についても争わない趣旨を表明するものであるとし（二四頁裏）、またそもそも勧告審決の制度は被上告人が独占禁止法違反の行為があると認めた場合に違反行為者に対し排除措置をとるべきことを勧告し、その応諾があれば審判手続による違反事実存否確定の手続は必要ないとしてこれを経ることなく、勧告と同趣旨の審決をし、もって事件の簡易迅速な決着をはかるものであるから勧告を応諾した者が違反行為の不存在を理由に審決の違法を主張してその取消を求めることはそれ自体矛盾であって勧告審決の制度の趣旨に反し許されないとする（三〇頁表）。

二、右判旨の如き勧告審決制度においては応諾者は違法事実を認めて応諾したとの考え方は、勧告審決制度について規定した独占禁止法第四八条等の解釈として誤っているところである。

勧告審決においては被勧告人が「適当な措置をとるべきこと」の勧告を「応諾したに過ぎず、違反事実及び法律の適用を認めたものではないにもかかわらず（今村独占禁止法一九九頁以下、同私的独占禁止法の研究(二)一五七頁）、審決取消の訴の理由となりえないと解することは極めて不合理である。何故ならば、行政手続に関しても憲法第一三条、同第三一条が適用され、行政庁は不利益な行政処分を行う場合、その前提となる具体的事実の認定に際し利害関係人等に告知及び聴聞の手続を行う義務があるといわねばならず（昭和四六年一〇月二八日最高判民集二五―七―一〇三七頁、昭和四〇年九月一六日東京高判行裁集一六―九―一五八五頁、昭和三八年九月一八日東京地判行裁例集一四―九―一六六六頁）、相手方なり、利害関係人に意見を述べ、証拠を提出する機会を与えることによってはじめて行政手続の公正がはかられるのである。しかるに、勧告審決においては、その事実認定は被上告人公正取引委員会の恣意にゆだねられ、同意審決の如く被審人の事実及び法律の適用についての承認がないにもかかわらず、司法審査の対象になりえないとすれば、憲法第三一条の適正手続の保障規定に違反し、かつ行政庁が終審として裁判を行うことを禁止した憲法第七六条第二項に違反するといわざるをえない。ちなみに、勧告審決に対応するアメリカ連邦取引委員会の行うステイピュレーションは、拘束力をもたず、相手方が約束を破れば正式の手続が進められ、その場合、相手方の承諾は違法行為が行われたことの証拠になるもので、（今村、私的独占禁止法の

研究(二)一四八頁）アメリカ合衆国憲法修正第五条および同第一四条の適正手続条項との調和がはかられていることに留意する必要がある。

三、特に、上告人は原判決の標示（原告の主張にかかる(一)、2、(2)(i)および理由の二の(三)「勧告前の調査の不公正」）のもとに、勧告手続の違法を主張し、上告人は被上告人の調査段階で資料を提出し、また事情聴取に際して田村営業部長が口頭で、ジェット燃料油を生産、販売を行っていないこと、揮発油は一般販売を行わず、シェル石油に日銀卸売物価指数に基づいて販売していること並びに他の油種についての価格引上げの時期、額は上告人独自の計算に基づくものであることを主張したが、被上告人は上告人の右弁明に耳をかそうとせず、また十分な調査も行わず、恣意、独断に基づき勧告を行ったのであった。被上告人は答弁書において上告人がジェット燃料油の生産を行っていないことのみを認めたが、その限りにおいても勧告書記載の事実と相違することは明白であり、本勧告審決は手続的公正を著しく欠くものとして取消さるべきであると主張した。

しかるに、原判決は、右主張は違反行為の存否の問題に帰着し、また応諾後は勧告前の調査の不公正を主張できないと判示する。

しかしながら、勧告の一手続である調査の不公正と違反行為の存否の問題はその側面を異にすることはいうまでもないし、また、勧告の一手続である調査が、担当者の強迫、詐欺等の手段により行われた場合でも、被勧告人が応諾すればその調査手続の瑕疵は治癒されるという結論を導く右判示が暴論であり、到底支持しえないことは当然のことといわざるをえない。

上告人はこの点については、被上告人が違反行為の存在を認定し勧告するに至った手続（法第四八条第一項）が適正であるか否かは審決取消の訴の理由になりうると思料する。被上告人は違反行為があると思料するときは、職権をもって必要な調査等を行い、その結果、違反行為の存在を認定したときは、適当な措置をとるべきことを勧告することができる（法第四五条ないし第四八条）。この勧告は、被上告人のいうとおり被勧告人の応諾、および被上告人の審決と連続結合することによって成立する行政手続の一環をなすものであるから、それ自体被勧告人に義務負担を強いるものではないが、右手続の瑕疵は勧告審決そのものの瑕疵として司法審査の対象となると解する。（原田尚彦「訴えの利益」行政法講座第三巻二六四頁）しかして、右勧告に至る手続は、行政手続と同様、信義誠実の原則に基づいて行わるべきであり、また、公行政一般に適用されるべき拘束が適用される（塩野宏「行政指導」行政法講座六巻二六頁）。す

なわち、被上告人は全体の奉仕者として誠実にその事務を処理すべき義務があり（憲法第一五条）、違反事実の認定につき恣意、独断を疑われることのないよう配慮し、信義誠実の原則にのっとり相手方らの納得のゆく調査を実施すべきである。被上告人の勧告に至る手続が右に違反し公正を欠く場合は、勧告審決自体の瑕疵を招来するといわねばならない。勧告審決書に事実および法令の適用を記載するのは、本来は必要ないが、被上告人の調査および違反事実を認定した経緯を明かにし、司法審査の対象としてその範囲を特定、明確化する上で意味があると思料する。また、被勧告人の応諾は、勧告手続の瑕疵を治癒するものではないと解する。かく解さない限り、法治行政適正手続の保障の原則が無視されるばかりでなく、独禁法という高度の専門的法律の理解を国民に強いる結果になり、いずれも不当である。

第四点　原判決理由中、審決主文の不特定についてに関する判旨は違法であり、取消を免れない。

独占禁止法に基づく排除措置については、明確に表現され、その内容が具体的で明白に特定されることが必要であり、これは被審人に対して不利益な処分を求める行政行為であるという性質上からも当然の要請である。更らに独占禁止法上の確定審決違反に対しては懲役刑を含む刑罰の制裁が定められているが（独占禁止法第九〇条三号）、その構成要件の具体的内容は審決主文に記載された排除措置により定められることになるのであるから、罰刑法定主義の立場からも、排除措置は特定していなければならないところである。

ところで本勧告審決（原判決添付(一)）の主文第二項においては、第一項に基づいてとった措置についての取引先及び需要者への周知徹底の方法について、被上告人の承認を得るよう命じている。このように、排除措置を被上告人の承認にかからしめるときは、結果においてその内容方法の決定を被上告人の自由裁量に委ねることになるので、排除措置は不明確且つ不特定となり、上告人等受審人は極めて不安定な状態におかれるものである。

殊に、本件においては上告人が勧告審決の性質に鑑み、正当な案に基いて被上告人に承認申請を行なったにも拘らず、被上告人はこれを承認せず、上告人に対し、勧告審決の趣旨を逸脱した方法を措るよう事実上要求しているのである。

原判決は、承認または指示については、本件排除措置の内容ないし目的、同種類似の事案における通常の例などを斟酌し、社会通念に従ってこれを合理的に解釈すれば、その具体的内容はおのずから確定されるはずであるとし、また、万一上告人のとろうとする方法が被

上告人の承認するところとならないことの故をもつて上告人らが審決違反の責任を問われることとなれば、その当否は当然裁判所の判断を受けることとなり、裁判所はその内容を客観的に確定しうることとなるから、その決定は被上告人の恣意に委ねられているわけではないとする。しかし、訴訟による確定の手続は、過料、刑罰の裁判が提起されない限り存在しないと解され、また提起されたとしても、かかる迂遠な方法でしか確定の方法がないことは、本件主文に不備があることを明らかにするものであり、また、承認を受けるべき方法が不当に承認されたときには刑罰を課せられる段階でしか争い得ないという法構造自体が、主文の不特定による不利益を示すものである。

かくして、本勧告審決のように、排除措置について被上告人の承認にかからしめることを求める主文は内容が不明確且つ不特定であり違法であるので、本判決はこの点においても取消されるべきものである。

第五点　原判決の理由中応諾の範囲の逸脱についての判旨は独占禁止法に違反するもので取消されるべきものである。

勧告審決の制度は、既述のとおり、独占禁止法違反の事実ありと被上告人が思料するときに、現存する状態の除去のためになされる簡易な略式手続であるから、違法状態の排除を主たる目的とし、その前提たる事実の記載は、右排除の目的のため必要な範囲内にて行なわれるべきものであり、勧告審決に記載されるべき事実は、排除措置の基礎となる現存する違法事実に限定せられるべきである。

このことは、過去における違法事実の確定を目的とする違法宣言審決（法第五四条第二項）の規定が勧告審決に関しては存在せず、又は勧告審決に準用されていないことからも明らかである。勧告審決に関しても違法事実乃至排除措置に無関係なその他の事実の記載があるときには、法第五四条の場合と同様、審決確定と共に法第二五条による無過失損害賠償の請求を受けることになるのであるが、正式の審判手続なくしてかかる不利益を受けることは独禁法に反する。

しかるに本件勧告審決においては、過去の違法事実並びに排除措置とは無関係な違法事実の記載が多々存在し、原判決は、右の記載は主文と対照すれば単なる事情として付記されたものであって、このような事情の記載があるからといって本件審決を違法ならしめるものではないとするが、右事実はたとえ事情であっても独占禁止法第二五条の無過失損害賠償訴訟を提起する根拠として使われうるので、上告人に不利益を与えるもので違法である。

又、本来応諾の範囲は主文記載の範囲に限られるべきであるのに、主文第二項に基づく周知徹底の方法の具体的内容には上告人らの応

諾していない認定事実、特に上告人については存在しないジェット燃料油および揮発油にかかる違反事実が含まれており、右第二項は上告人らのとるべき周知徹底の方法を逸脱しているものである。

よって、本件勧告審決はこの点においても違法であり、取消を免れない。

以　上